附則第八十六条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（検討）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の三　政府は、地方の組合の経過的長期給付について、その収支並びに地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二条第一項第一号の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法（」を「地方公務員等共済組合法（」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二　国の新法　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。

第二条第一項第三十六号中「。以下「国の新法」という。」を削る。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項の改正規定の前に次のように加える。

第三条第二項中「国の新法（」を「国家公務員共済組合法（」に改め、同条第三項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第三条の二の二中「（国の新法」を「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日前に国家公務員共済組合法」に、「国の新法の」を「国家公務員共済組合法の」に、「国の新法を」を「国家公務員共済組合法を」に改める。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十六条第三項の改正規定中「第九十六条第三項」を「第九十六条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第三項」に改める。

附則第百一条のうち地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十七条第二項を削る改正規定中「第九十七条第二項」を「第九十七条第一項中「新法」を「同法」に改め、同条第二項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第九十八条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附則第百五十九条の見出しを削り、同条の次に見出しとして「（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部改正）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百五十九条の二　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十二条のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条の改正規定中「第四項」を「第五項」に改める。

第十七条のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条の改正規定中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定　公布の日

二　第二条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十六条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（厚生年金保険給付組合積立金等の当初額）

第二条　第二条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「新一元化法」という。）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「一元化法改正前地共済法」という。）第二十四条（一元化法改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する積立金のうち、その額から新一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後地共済法」という。）第二十四条（改正後地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2　一元化法改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から新一元化法附則第七十五条の四第二項の規定により新一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなされる額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、改正後地共済法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付調整積立金の管理運用の方針等に関する経過措置）

第三条　地方公務員共済組合連合会は、施行日前においても、改正後地共済法第百十二条の十の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

2　地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会。以下「組合」という。）及び地方公務員共済組合連合会は、前項の規定により管理運用の方針が定められたときは、施行日前においても、改正後地共済法第百十二条の十一の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針を定め、これを公表することができる。

3　第一項の規定により定められ、公表された管理運用の方針及び前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日においてそれぞれ改正後地共済法第百十二条の十及び第百十二条の十一の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理運用の方針等に関する経過措置）

第四条　地方公務員共済組合連合会は、施行日前においても、新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十の規定の例により、新一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理運用の方針（新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十第一項に規定する管理運用の方針をいう。）を定め、これを公表することができる。

2　組合及び地方公務員共済組合連合会は、前項の規定により管理運用の方針が定められたときは、施行日前においても、新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十一の規定の例により、新一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の基本方針（新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十一第一項に規定する基本方針をいう。）を定め、これを公表することができる。

3　第一項の規定により定められ、公表された管理運用の方針及び前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日においてそれぞれ新一元化法附則第七十五条の三において準用する改正後地共済法第百十二条の十及び第百十二条の十一の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（旧地方公務員共済組合員期間を有する者に係る改正後地共済法の規定の適用）

第五条　新一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（次条第三項及び第四項において「旧地方公務員共済組合員期間」という。）を有する者に係る改正後地共済法第七十七条第一項、第九十八条第二項各号及び第百四条第二項の規定の適用については、改正後地共済法第七十七条第一項中「組合員期間」とあるのは「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行の日（以下「平成二十四年改正法施行日」という。）以後の組合員期間」と、改正後地共済法第九十八条第二項各号及び第百四条第二項中「組合員期間」とあるのは「平成二十四年改正法施行日以後の組合員期間」とする。